

## 指 導 検 査 基 準（指定医療型児童発達支援）

○根拠法令

「児福法」＝児童福祉法（昭和 22 年 12 月 12 日法律第 164 号）

「児福法施行規則」＝児童福祉法施行規則（昭和 23 年 3 月 31 日厚生省令第 11 号）

「市条例 6」＝八王子市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（令和元年八王子市条例第 6 号）

「障発 0330 第 12 通知」＝児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成 24 年 3 月 30 日障発第 0330 第 12 号）

「平 24 厚労告 269」＝厚生労働大臣が定める施設基準（平成 24 年 3 月 30 日厚生労働省告示第 269 号）

「平 24 厚労告 270」＝厚生労働大臣が定める基準（平成 24 年 3 月 30 日厚生労働省告示第 270 号）

「平 24 厚労告 122」＝児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準  
（平成 24 年 3 月 14 日厚生労働省告示第 122 号）

「障発 0330 第 16 通知」＝児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について  
（平成 24 年 3 月 30 日障発第 0330 第 16 号）

項 目	基 本 的 な 考 え 方（観 点）	根 拠 法 令	評 価 区 分
第 1 基本方針			
1 一般原則	<p>(1) 指定医療型児童発達支援事業者は、通所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画を作成し、これに基づき障害児に対して指定医療型児童発達支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講じることにより障害児に対して適切かつ効果的に指定医療型児童発達支援を提供しているか。</p> <p>(2) 指定医療型児童発達支援事業者は、当該指定医療型児童発達支援事業者を利用する障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定医療型児童発達支援の提供に努めているか。</p> <p>(3) 指定医療型児童発達支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めているか。</p> <p>(4) 指定医療型児童発達支援事業者は、当該指定医療型児童発達支援事業者を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者の設置その他の必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修の実施その他の必要な措置を講じるよう努めているか。</p>	<p>市条例 6 第 3 条第 1 項</p> <p>市条例 6 第 3 条第 2 項</p> <p>市条例 6 第 3 条第 3 項</p> <p>市条例 6 第 3 条第 4 項</p>	<p style="text-align: center;">C</p> <p style="text-align: center;">C</p> <p style="text-align: center;">C</p> <p style="text-align: center;">B 又は C</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 ( 観 点 )	根 拠 法 令	評 価 区 分
2 基本方針	<p>(5) 指定医療型児童発達支援事業者は、当該指定医療型児童発達支援事業者を利用する障害児の権利の保護のため必要があると認められる場合には、関係機関と連携し、未成年後見制度の利用を支援するよう努めているか。</p> <p>(6) 指定医療型児童発達支援事業者は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）の趣旨を尊重し、障害者の雇用確保及び労働環境の整備に努めているか。</p> <p>(7) 指定医療型児童発達支援事業者は、その事業活動を通じて障害者就労施設等（国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号）第 2 条第 4 項に規定する障害者就労施設等をいう。）の受注機会の増大に協力するよう努めているか。</p> <p>指定医療型児童発達支援の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びに置かれている環境に応じて、適切かつ効果的な指導及び訓練並びに治療を行っているか。</p>	<p>市条例 6 第 3 条第 5 項</p> <p>市条例 6 第 3 条第 6 項</p> <p>市条例 6 第 3 条第 7 項</p> <p>市条例 6 第 67 条</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>
<p>第 2 人員に関する基準</p> <p>1 従業員の配置の基準</p>	<p>(1) 指定医療型児童発達支援事業者が指定医療型児童発達支援事業所に置くべき従業員及びその員数は、次のとおりとなっているか。</p> <p>ア 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）に規定する診療所として必要とされる従業員 同法に規定する診療所として必要とされる数</p> <p>イ 児童指導員 1人以上</p> <p>ウ 保育士 1人以上</p> <p>エ 看護職員 1人以上</p> <p>オ 理学療法士又は作業療法士 1人以上</p> <p>カ 児童発達支援管理責任者 1人以上</p> <p>(2) (1)に掲げる従業員のほか、指定医療型児童発達支援事業所において日常生活を営むのに必要な言語訓練等を行う場合には、機能訓練担当職員を置いているか。</p> <p>(3) (1)及び(2)に規定する従業員は、専ら当該指定医療型児童発達支援事業所の職務に従事する者となっているか。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、障害児の保護に直接従事する従業員を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。</p>	<p>児福法 第 21 条の 5 の 19 第 1 項</p> <p>市条例 6 第 68 条第 1 項</p> <p>市条例 6 第 68 条第 2 項</p> <p>市条例 6 第 68 条第 3 項</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 ( 観 点 )	根 拠 法 令	評価区分
2 管理者	<p>指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置いているか。ただし、指定医療型児童発達支援事業所の管理上障害児の支援に支障がない場合は、当該指定医療型児童発達支援事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。</p>	市条例6 第69条 準用(第7条)	C
第3 設備に関する基準  1 設備	<p>(1) 指定医療型児童発達支援事業所の設備の基準は、次のとおりとなっているか。            ア 医療法に規定する診療所として必要とされる設備を有すること。            イ 指導訓練室、屋外訓練場、相談室、洗面所、便所及び調理室を有すること。            ウ 浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備を有すること。</p> <p>(2) 指定医療型児童発達支援事業所は、階段の傾斜が緩やかになっているか。</p> <p>(3) (1)に掲げる設備は、専ら当該指定医療型児童発達支援の事業の用に供するものとなっているか。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、(1)のアに掲げる設備を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の設備と兼ねることができる。</p>	児福法 第21条の5の19第2項  市条例6 第70条第1項  市条例6 第70条第2項 市条例6 第70条第3項	  C  C C
第4 運営に関する基準  1 利用定員  2 通所利用者負担額の受領	<p>指定医療型児童発達支援事業所は、その利用定員が10人以上となっているか。</p> <p>(1) 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定医療型児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けているか。</p> <p>(2) 指定医療型児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定医療型児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から、次に掲げる費用の額の支払を受けているか。            ア 当該指定医療型児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額            イ 当該指定医療型児童発達支援のうち肢体不自由児通所医療（食事療養を除く。）に係るものにつき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額</p>	児福法 第21条の5の19第2項  市条例6 第71条  市条例6 第72条第1項  市条例6 第72条第2項	  C  C C

項 目	基 本 的 な 考 え 方 ( 観 点 )	根 拠 法 令	評 価 区 分
3 障害児通所給付費の額に係る通知等	<p>(3) 指定医療型児童発達支援事業者は、(1)及び(2)の支払を受ける額のほか、指定医療型児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の場合は、その額の支払を通所給付決定保護者から受けるとしているか。</p> <p>ア 食事の提供に要する費用</p> <p>イ 日用品費</p> <p>ウ ア及びイに掲げるもののほか、指定医療型児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの</p>	市条例6 第72条第3項	C
	<p>(4) (3) のアに掲げる費用については、厚生労働大臣が定めるところによっているか。</p>	市条例6 第72条第4項	C
	<p>(5) 指定医療型児童発達支援事業者は、(1)から(3)までの費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しているか。</p>	市条例6 第72条第5項	C
	<p>(6) 指定医療型児童発達支援事業者は、(3)の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、当該通所給付決定保護者の同意を得ているか。</p>	市条例6 第72条第6項	C
	<p>(1) 指定医療型児童発達支援事業者は、法定代理受領により指定医療型児童発達支援に係る障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費及び肢体不自由児通所医療費の額を通知しているか。</p>	市条例6 第73条第1項	B又はC
	<p>(2) 指定医療型児童発達支援事業者は、2の(2)の法定代理受領を行わない指定医療型児童発達支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、提供した当該指定医療型児童発達支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を通所給付決定保護者に対して交付しているか。</p>	市条例6 第73条第2項	C
4 通所給付決定保護者に関する市町村への通知	<p>指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援を受けている障害児に係る通所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障害児通所給付費若しくは特例障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。</p>	市条例6 第74条	B又はC

項 目	基 本 的 な 考 え 方 ( 観 点 )	根 拠 法 令	評 価 区 分
5 運営規程	<p>指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 事業の目的及び運営の方針</li> <li>イ 従業者の職種、員数及び職務の内容</li> <li>ウ 営業日及び営業時間</li> <li>エ 利用定員</li> <li>オ 指定医療型児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及び額</li> <li>カ 通常の事業の実施地域</li> <li>キ 指定医療型児童発達支援の利用に当たっての留意事項</li> <li>ク 緊急時等における対応方法</li> <li>ケ 非常災害対策</li> <li>コ 虐待の防止のための措置に関する事項</li> <li>サ 緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続</li> <li>シ その他事業の運営に関する重要事項</li> </ul>	市条例6 第75条	B又はC
6 情報の提供等	<p>(1) 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援を利用しようとする障害児が、適切かつ円滑に利用できるように、当該指定医療型児童発達支援事業者が実施する事業に関する情報の提供を行うよう努めているか。</p> <p>(2) 指定医療型児童発達支援事業者は、当該指定医療型児童発達支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしていないか。</p>	市条例6 第76条第1項  市条例6 第76条第2項	B又はC  B又はC
7 内容及び手続の説明及び同意	<p>(1) 指定医療型児童発達支援事業者は、通所給付決定保護者が指定医療型児童発達支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、5に規定する運営規程の概要、従業者の勤務の体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定医療型児童発達支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を文書により得ているか。</p>	市条例6 第77条 準用(第12条第1項)	B又はC

項 目	基 本 的 な 考 え 方 ( 観 点 )	根 拠 法 令	評 価 区 分
	<p>(2) 指定医療型児童発達支援事業者は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第77条の規定に基づき書面の交付等を行う場合は、利用申込者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。</p> <p>指定医療型児童発達支援を利用するための契約が成立したときは、通所給付決定保護者に対して、遅滞なく、次の事項を記載した書面を交付しているか。</p> <p>ア 当該事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地</p> <p>イ 当該事業の経営者が提供する指定医療型児童発達支援の内容</p> <p>ウ 当該指定医療型児童発達支援の提供につき通所給付決定保護者が支払うべき額に関する事項</p> <p>エ 指定医療型児童発達支援の提供開始年月日</p> <p>オ 指定医療型児童発達支援に係る苦情を受け付けるための窓口</p> <p>当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法による場合、利用申込者の承諾を得ているか。</p>	<p>市条例6 第77条 準用(第12条第2項) 社会福祉法 第77条第1項</p> <p>社会福祉法施行規則 第16条第2項 障発0330第12通知 第四3(6)準用(第三3(2))</p>	B又はC
8 契約支給量の報告等	<p>(1) 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援を提供するときは、当該事業者及びその事業所の名称、当該指定医療型児童発達支援の内容、契約支給量、契約日等の必要な事項（以下「通所受給者証記載事項」という。）を通所給付決定保護者の通所受給者証に記載しているか。</p> <p>(2) 契約支給量の総量は、当該通所給付決定保護者の支給量を超えていないか。</p> <p>(3) 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援の利用に係る契約をしたときは、通所受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し延滞なく報告しているか。</p> <p>(4) (1) から (3) までの規定は、通所受給者証記載事項に変更があった場合について準用しているか。</p>	<p>市条例6 第77条準用(第13条第1項) 障発0330第12通知 第四3(6)準用(第三3(3)①) 市条例6第69条 準用(第13条第2項)</p> <p>市条例6 第77条 準用(第13条第3項)</p> <p>市条例6 第77条 準用(第13条第4項)</p>	B又はC  C  C  C
9 提供拒否の禁止	<p>指定医療型児童発達支援事業者は、正当な理由なく、指定医療型児童発達支援の提供を拒んでいないか。</p> <p>特に、障害の程度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していないか。</p> <p>なお、正当な理由とは、次の場合等をいう。</p> <p>ア 当該事業の利用定員を超える利用申込みがあった場合</p> <p>イ 入院治療の必要がある場合</p> <p>ウ 当該指定医療型児童発達支援事業所が提供する指定医療型児童発達支援の主たる対象とする障害の種類が異なる場合、その他障害児に対し自ら適切な指定医療型児童発達支援を提供することが困難な場合</p>	<p>市条例6 第77条 準用(第14条) 障発0330第12通知 第四3(6)準用(第三3(4))</p>	C
10 連絡調整に対する協力	<p>指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援の利用について市町村又は障害児相談支援事業者が行う障害児の紹介、サービス担当者会議等の連絡調整に、できる限り協力しているか。</p>	<p>市条例6第77条準用(第15条) 障発0330第12通知 第四3(6)準用(第三3(5))</p>	C

項 目	基 本 的 な 考 え 方 ( 観 点 )	根 拠 法 令	評 価 区 分
11 サービス提供 困難時の対応	指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に係る障害児に対し自ら適切な指定医療型児童発達支援を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定医療型児童発達支援事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。	市条例6 第77条 準用(第16条)	C
12 受給資格の確認	指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援の提供を求められた場合は、通所給付決定保護者の提示する通所受給者証によって、通所給付決定の有無、通所給付決定をされた指定通所支援の種類、通所給付決定の有効期間、支給量等を確認しているか。	市条例6 第77条 準用(第17条)	C
13 障害児通所給 付費の支給の申 請に係る援助	(1) 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援に係る通所給付決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに障害児通所給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。  (2) 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援に係る通所給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、通所給付決定の有効期間の終了に伴う障害児通所給付費の支給申請について、必要な援助を行っているか。	市条例6 第77条 準用(第18条第1項)  市条例6 第77条 準用(第18条第2項)	C  C
14 心身の状況等 の把握	指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援の提供に当たっては、障害児の心身の状況、置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。	市条例6 第77条 準用(第19条)	C
15 指定障害児通 所支援事業者等 との連携等	(1) 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援の提供に当たっては、都道府県、市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。  (2) 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援の提供の終了に際しては、障害児又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、都道府県、市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	市条例6 第77条 準用(第20条第1項)  市条例6 第77条 準用(第20条第2項)	C  C
16 サービスの提 供の記録	(1) 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援を提供した際は、当該指定医療型児童発達支援の提供日、提供したサービスの具体的内容、利用者負担額等に係る必要な事項を当該指定医療型児童発達支援の提供の都度記録しているか。	市条例6 第77条準用(第21条第1項) 障発 0330 第12通知 第四3(6)準用(第三3(10)①)	B又はC

項 目	基 本 的 な 考 え 方 ( 観 点 )	根 拠 法 令	評 価 区 分
17 指定医療型児童発達支援事業者が通所給付決定保護者に求めることのできる金銭の支払の範囲等	<p>(2) 指定医療型児童発達支援事業者は、(1)の規定による記録に際しては、通所給付決定保護者から指定医療型児童発達支援を提供したことについて確認を受けているか。</p> <p>(1) 指定医療型児童発達支援事業者が、指定医療型児童発達支援を提供する通所給付決定保護者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接通所給付決定に係る障害児の便益を向上させるものであって、当該通所給付決定保護者に支払を求めることが適当であるものに限られているか。          寄付金を強要することや、曖昧な名目による不適切な金銭の支払いを求めているか。</p> <p>(2) (1)の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに通所給付決定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、通所給付決定保護者に対して説明を行い、同意を得ているか。ただし、2の(1)から(3)までに規定する支払については、この限りでない。</p>	<p>市条例6 第77条 準用(第21条第2項)</p> <p>市条例6 第77条 準用(第22条第1項) 障発0330第12通知 第四3(6)準用(第三3(11))</p> <p>市条例6 第77条 準用(第22条第2項)</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>
18 通所利用者負担額に係る管理	<p>指定医療型児童発達支援事業者は、通所給付決定に係る障害児が同一の月に当該指定医療型児童発達支援事業者が提供する指定医療型児童発達支援及び他の指定医療型児童発達支援事業者が提供する指定医療型児童発達支援を受けた場合において、当該障害児の通所給付決定保護者から依頼があったときは、通所利用者負担額合計額を算定しているか。          この場合において、当該指定医療型児童発達支援事業者は、当該指定医療型児童発達支援及び当該他の指定医療型児童発達支援の状況を確認の上、通所利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該通所給付決定保護者及び当該他の指定医療型児童発達支援を提供した指定医療型児童発達支援事業者に通知しているか。</p>	<p>市条例6 第77条 準用(第24条)</p>	<p>C</p>
19 指定医療型児童発達支援の取扱方針	<p>(1) 指定医療型児童発達支援事業者は、20の(1)に規定する医療型児童発達支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定医療型児童発達支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しているか。</p> <p>(2) 指定医療型児童発達支援事業所の従業者は、指定医療型児童発達支援の提供に当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行っているか。          支援上必要な事項とは、医療型児童発達支援計画の目標及び内容のほか、行事及び日課等も含んでいるか。</p>	<p>市条例6 第77条 準用(第26条第1項)</p> <p>市条例6 第77条 準用(第26条第2項) 障発0330第12通知 第四3(6)準用(第三3(15)②)</p>	<p>C</p> <p>C</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 ( 観 点 )	根 拠 法 令	評 価 区 分
20 医療型児童発達支援計画の作成等	<p>(3) 指定医療型児童発達支援事業者は、提供する指定医療型児童発達支援の質の評価を行い、常に改善を図っているか。</p>	市条例6 第77条	B又はC
	<p>指定医療型児童発達支援事業者は、自らその提供する指定医療型児童発達支援の質の評価を行うことはもとより、第三者による外部評価の導入を図るよう努め、常にサービスを提供する施設としての質の改善を図っているか。</p>	準用(第26条第3項) 障発0330第12通知 第四3(6)準用(第三3(15)③)	
	<p>(1) 指定医療型児童発達支援事業所の管理者は、児童発達支援管理責任者に医療型児童発達支援計画の作成に関する業務を担当させているか。</p>	市条例6 第77条 準用(第27条第1項)	C
	<p>(2) 児童発達支援管理責任者は、医療型児童発達支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握(以下「アセスメント」という。)を行い、当該障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしているか。</p>	市条例6 第77条 準用(第27条第2項)	C
	<p>(3) 児童発達支援管理責任者は、アセスメントに当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に面接を行っているか。この場合において、児童発達支援管理責任者は、面接の趣旨を当該通所給付決定保護者及び障害児に対して十分に説明し、理解を得ているか。</p>	市条例6 第77条 準用(第27条第3項)	C
	<p>(4) 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討の結果に基づき、通所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、指定医療型児童発達支援の具体的内容、指定医療型児童発達支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した医療型児童発達支援計画の原案を作成しているか。この場合において、障害児の家族に対する援助及び当該指定医療型児童発達支援事業所が提供する指定医療型児童発達支援以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携も含めて医療型児童発達支援計画の原案に位置付けるよう努めているか。</p>	市条例6 第77条 準用(第27条第4項)	B又はC
	<p>(5) 児童発達支援管理責任者は、医療型児童発達支援計画の作成に当たっては、障害児に対する指定医療型児童発達支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議を開催し、医療型児童発達支援計画の原案について意見を求めているか。</p>	市条例6 第77条 準用(第27条第5項)	C
<p>(6) 児童発達支援管理責任者は、医療型児童発達支援計画の作成に当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に対し、当該医療型児童発達支援計画について説明し、文書により同意を得ているか。</p>	市条例6 第77条 準用(第27条第6項)	C	
<p>(7) 児童発達支援管理責任者は、医療型児童発達支援計画を作成した際には、当該医療型児童発達支援計画を通所給付決定保護者に交付しているか。</p>	市条例6 第77条 準用(第27条第7項)	C	

項 目	基 本 的 な 考 え 方 ( 観 点 )	根 拠 法 令	評 価 区 分
21 児童発達支援管理責任者の責務	<p>(8) 児童発達支援管理責任者は、医療型児童発達支援計画の作成後、当該医療型児童発達支援計画の実施状況の把握（障害児についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも6月に1回以上、医療型児童発達支援計画の見直しを行い、必要に応じて、当該医療型児童発達支援計画の変更を行っているか。</p> <p>(9) 児童発達支援管理責任者は、モニタリングに当たっては、通所給付決定保護者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次の定めにより行っているか。  ア 定期的に通所給付決定保護者及び障害児に面接すること。  イ 定期的にモニタリングを行い、その結果を記録すること。</p> <p>(10) (2) から (7) までの規定は、(8) に規定する医療型児童発達支援計画の変更について準用しているか。</p> <p>児童発達支援管理責任者は、20 に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行っているか。  ア 22 に規定する相談及び援助を行うこと。  イ 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。</p>	<p>市条例6 第77条 準用(第27条第8項)</p> <p>市条例6 第77条 準用(第27条第9項)</p> <p>市条例6 第77条 準用(第27条第10項)</p> <p>市条例6 第77条 準用(第28条)</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>
22 相談及び援助	<p>指定医療型児童発達支援事業者は、常に障害児の心身の状況、置かれている環境等の的確な把握に努め、障害児又はその家族に対し、相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。</p>	<p>市条例6 第77条 準用(第29条)</p>	<p>B又はC</p>
23 指導、訓練等	<p>(1) 指定医療型児童発達支援事業者は、障害児の心身の状況に応じ、障害児の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって指導、訓練等を行っているか。</p> <p>(2) 指定医療型児童発達支援事業者は、障害児が日常生活における適切な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるよう、あらゆる機会を通じて支援を行っているか。</p> <p>(3) 指定医療型児童発達支援事業者は、障害児の適性に応じ、障害児ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、適切に指導、訓練等を行っているか。</p> <p>(4) 指定医療型児童発達支援事業者は、常時1人以上の従業者を指導、訓練等に従事させているか。</p>	<p>市条例6 第77条 準用(第30条第1項)</p> <p>市条例6 第77条 準用(第30条第2項)</p> <p>市条例6 第77条 準用(第30条第3項)</p> <p>市条例6 第77条準用(第30条第4項)</p>	<p>C</p> <p>B又はC</p> <p>C</p> <p>C</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 ( 観 点 )	根 拠 法 令	評 価 区 分
24 食事	<p>(5) 指定医療型児童発達支援事業者は、障害児に対して、当該障害児に係る通所給付決定保護者の負担により、指定医療型児童発達支援事業所の従業者以外の者による指導、訓練等を受けさせていないか。</p> <p>(1) 指定医療型児童発達支援事業所は（児童発達支援センターであるものに限る。）において、障害児に食事を提供するときは、献立は、できる限り、変化に富み、障害児の健全な発育に必要な栄養量を含むものとなっているか。</p> <p>(2) 食事は、食品の種類及び調理方法について栄養並びに障害児の身体的状況及び嗜好を考慮したものとなっているか。</p> <p>(3) 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行われているか。</p> <p>(4) 指定医療型児童発達支援事業所においては、障害児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めているか。</p>	<p>市条例6 第77条 準用(第30条第5項)</p> <p>市条例6 第77条 準用(第31条第1項)</p> <p>市条例6 第77条 準用(第31条第2項)</p> <p>市条例6 第77条準用(第31条第3項)</p> <p>市条例6 第77条 準用(第31条第4項)</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>B</p>
25 社会生活上の 便宜の供与等	<p>(1) 指定医療型児童発達支援事業者は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜障害児のためのレクリエーション行事を行っているか。</p> <p>(2) 指定医療型児童発達支援事業者は、常に障害児の家族との連携を図るよう努めているか。</p>	<p>市条例6 第77条 準用(第32条第1項)</p> <p>市条例6 第77条 準用(第32条第2項)</p>	<p>B</p> <p>B</p>
26 健康管理	<p>(1) 指定医療型児童発達支援事業者（児童発達支援センターである指定医療型児童発達支援事業所において、指定医療型児童発達支援の事業を行う者に限る。）は、常に障害児の健康の状況に注意するとともに、通所する障害児に対し、通所開始時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて行っているか。</p> <p>(2) (1)の指定医療型児童発達支援事業者は、次の左に掲げる健康診断が行われた場合であって、当該健康診断がそれぞれの右に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、右に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、指定医療型児童発達支援事業者は、それぞれの左に掲げる健康診断の結果を把握しているか。</p> <p>ア 児童相談所等における障害児の通所開始前の健康診断      障害児の通所開始時の健康診断</p> <p>イ 障害児が通学する学校における健康診断                      定期の健康診断又は臨時の健康診断</p>	<p>市条例6 第77条 準用(第33条第1項)</p> <p>市条例6 第77条 準用(第33条第2項)</p>	<p>C</p> <p>C</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 ( 観 点 )	根 拠 法 令	評 価 区 分
27 緊急時等の対応	<p>(3) 指定医療型児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。）の従業者の健康診断に当たっては、綿密な注意を払っているか。</p> <p>指定医療型児童発達支援事業所の従業者は、現に指定医療型児童発達支援の提供を行っているときに障害児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに他の専門医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。</p>	<p>市条例6 第77条 準用(第33条第3項)</p> <p>市条例6 第77条 準用(第34条)</p>	<p>C</p> <p>C</p>
28 管理者の責務	<p>(1) 指定医療型児童発達支援事業所の管理者は、当該指定医療型児童発達支援事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を、一元的に行っているか。</p> <p>(2) 指定医療型児童発達支援事業所の管理者は、当該指定医療型児童発達支援事業所の従業者に市条例6第3章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行っているか。</p>	<p>市条例6 第77条 準用(第36条第1項)</p> <p>市条例6 第77条 準用(第36条第3項)</p>	<p>B又はC</p> <p>C</p>
29 勤務体制の確保等	<p>(1) 指定医療型児童発達支援事業者は、障害児に対し、適切な指定医療型児童発達支援を提供することができるよう、指定医療型児童発達支援事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めているか。原則として月ごとに勤務表を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との業務関係等を明確にしているか。</p> <p>(2) 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援事業所ごとに、当該指定医療型児童発達支援事業所の従業者によって指定医療型児童発達支援を提供しているか。ただし、障害児の支援に直接影響を及ぼさない業務については、第三者への委託等を行うことが認められる。</p> <p>(3) 指定医療型児童発達支援事業者は、従業者の資質の向上のため、外部の研修実施機関が行う研修その他の適切な研修への参加の機会を計画的に確保しているか。</p>	<p>市条例6 第77条準用(第38条第1項) 障発0330第12通知 第四3(6)準用(第三3(27)①)</p> <p>市条例6 第77条準用(第38条第2項) 障発0330第12通知 第四3(6)準用(第三3(27)②)</p> <p>市条例6 第77条準用(第38条第3項) 障発0330第12通知 第四3(6)準用(第三3(27)③)</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>B又はC</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 ( 観 点 )	根 拠 法 令	評 価 区 分
30 定員の遵守	<p>指定医療型児童発達支援事業者は、利用定員及び指導訓練室の定員を超えて、指定医療型児童発達支援の提供を行っていないか。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>原則として、利用定員を超えた障害児の受入を禁止するものであるが、次に該当する利用定員を超えた障害児の受入については、適正なサービスの提供が確保されることを前提とし、地域の社会資源の状況等からやむを得ない事情が存在する場合に限り、可能とする。</p> <p>ア 1日当たりの障害児の数</p> <p>(ア) 利用定員50人以下の場合 1日の障害児の数が、利用定員に100分の150を乗じて得た数以下となっていること。</p> <p>(イ) 利用定員51人以上の場合 1日の障害児の数が、利用定員に当該利用定員から50を差し引いた数に、100分の25を乗じて得た数に、25を加えた数を加えて得た数以下となっていること。</p> <p>イ 過去3月間の障害児の数 直近の過去3月間の障害児の延べ数が、利用定員に開所日数を乗じて得た数に、100分の125を乗じて得た数以下となっていること。 ただし、定員11人以下の場合は、過去3月間の障害児の延べ数が、利用定員に3を加えて得た数に開所日数を乗じて得た数以下となっていること。</p>	<p>市条例6 第77条 準用(第39条) 障発0330第12通知 第四3(6)準用(第三3(28)①)</p> <p>障発0330第12通知 第四3(6)準用(第三3(28)②)</p> <p>障発0330第16通知 第二1(5)④</p>	C
31 非常災害対策	<p>(1) 指定医療型児童発達支援事業者は、消化設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡の体制、地域との連携の体制並びに利用者を円滑に避難誘導するための体制を整備し、これらを定期的に従業員、障害児及び通所給付決定保護者その他の障害児の家族等に周知しているか。</p> <p>(2) 指定医療型児童発達支援事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行っているか。</p> <p>昭和56年5月31日以前に新築した建築物のうち、一定要件(階数2及び延床面積5,000㎡以上の社会福祉施設等)を満たす建築物(要緊急安全確認大規模建築物)の所有者は、耐震診断を行い、その結果を所管行政庁に報告しているか。</p> <p>昭和56年5月31日以前に新築した建築物のうち、現行の建築基準法の耐震関係規定に適合しない建築物(既存耐震不適格建築物)の所有者は、耐震診断を行い、必要に応じ、耐震改修を行うよう努めているか。</p>	<p>市条例6 第77条 準用(第40条第1項)</p> <p>市条例6 第77条 準用(第40条第2項) 建築物の耐震改修の促進に関する法律附則第3条 同法第5条第3項第1号 同法施行令第3条、附則第2条 建築物の耐震改修の促進に関する法律第16条第1項 同法第5条第3項第1号</p>	<p>B又はC</p> <p>B又はC</p> <p>B</p> <p>B</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 ( 観 点 )	根 拠 法 令	評 価 区 分
32 衛生管理等	<p>(1) 指定医療型児童発達支援事業者は、障害児の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っているか。</p> <p>(2) 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるとともに、感染症及び食中毒の発生及びまん延の防止に係る研修を実施するよう努めているか。 特に従業者が感染源になることを予防し、また従業者を感染の危険から守るため、手指を洗浄するための設備や使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講ずるほか次の点に留意しているか。 ア 感染症又は食中毒の発生及びまん延を防止するための措置等について、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに、密接な連携を保つこと。 イ 特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等が発出されているので、これにも基づき適切な措置を講じること。 ウ 空調設備等により施設内の適温の確保に努めること。</p>	<p>市条例6 第77条 準用(第41条第1項)</p> <p>市条例6 第77条 準用(第41条第2項) 障発0330第12通知 第四3(6)準用(第三3(30)①)</p>	<p>C</p> <p>B又はC</p>
33 掲示	<p>(1) 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。</p> <p>(2) 掲示が著しく困難な場合は、障害児又は通所給付決定保護者その他の当該家族が自由に見ることができる場所に重要事項を記載した書面を設置しているか。</p>	<p>市条例6 第77条 準用(第43条第1項)</p> <p>市条例6 第77条 準用(第43条第2項)</p>	<p>B又はC</p> <p>B又はC</p>
34 身体的拘束等の禁止	<p>(1) 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援の提供に当たっては、障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行っていないか。</p> <p>(2) (1)の緊急やむを得ない場合とは、次のいずれにも該当する場合であるか。 ア 障害児又は他の障害児の生命又は身体に危険が及ぶ可能性が著しく高いこと。 イ 身体的拘束等を行う以外に当該障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するための手段がないこと。 ウ 身体的拘束等が一時的なものであること</p>	<p>市条例6 第77条 準用(第44条第1項)</p> <p>市条例6 第77条 準用(第44条第2項)</p>	<p>C</p> <p>B又はC</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 ( 観 点 )	根 拠 法 令	評 価 区 分
	(3) 指定医療型児童発達支援事業者は、身体的拘束等を行う場合は、あらかじめ指定する複数の者をもって構成する組織体での判断を必要とし、その態様及び時間、その際の障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について検討した過程その他必要な事項を記録しているか。	市条例6 第77条 準用(第44条第3項)	C
35 虐待等の禁止	指定医療型児童発達支援事業所の従業者は、障害児に対し、児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)第2条各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしていないか。	市条例6 第77条 準用(第45条)	C
36 懲戒に係る権限の濫用禁止	指定医療型児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものに限る。)の長たる指定医療型児童発達支援事業所の管理者は、障害児に対し児福法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であって懲戒するとき又は同条第3項の規定により懲戒に関しその障害児の福祉のために必要な措置を講じるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等行為をするなどその権限を濫用していないか。	市条例6 第77条 準用(第46条)	C
37 秘密保持等	(1) 指定医療型児童発達支援事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らしていないか。  (2) 指定医療型児童発達支援事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。  (3) 指定医療型児童発達支援事業者は、指定障害児入所施設等、指定障害福祉サービス事業者等その他の福祉サービスを提供する者等に対して、障害児又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該障害児又はその家族の同意を得ているか。	市条例6 第77条 準用(第47条第1項) 市条例6 第77条 準用(第47条第2項) 市条例6 第77条 準用(第47条第3項)	C  B又はC  C
38 利益供与等の禁止	(1) 指定医療型児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスを行う者等又はそれらの従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定医療型児童発達支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。  (2) 指定医療型児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスを行う者等又はそれらの従業者から、障害児又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。	市条例6 第77条 準用(第49条第1項)  市条例6 第77条 準用(第49条第2項)	C  C

項 目	基 本 的 な 考 え 方 ( 観 点 )	根 拠 法 令	評 価 区 分
39 苦情解決	<p>(1) 指定医療型児童発達支援事業者は、提供した指定医療型児童発達支援に関する障害児又は通所給付決定保護者その他の当該家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定医療型児童発達支援事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。</p> <p>(3) 指定医療型児童発達支援事業者は、提供した指定医療型児童発達支援に関し、児福法第21条の5の22第1項の規定により市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定医療型児童発達支援事業者の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、障害児又は通所給付決定保護者その他の当該家族からの苦情に関して市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>(4) 指定医療型児童発達支援事業者は、市町村長からの求めがあった場合には、(3)の改善の内容を市町村長に報告しているか。</p> <p>(5) 指定医療型児童発達支援事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しているか。</p>	<p>市条例6 第77条 準用(第50条第1項)</p> <p>市条例6 第77条 準用(第50条第2項)</p> <p>市条例6 第77条 準用(第50条第3項)</p> <p>市条例6 第77条 準用(第50条第4項)</p> <p>市条例6 第77条 準用(第50条第5項)</p>	<p>B又はC</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>
40 地域との連携等	<p>(1) 指定医療型児童発達支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。</p> <p>(2) 指定医療型児童発達支援事業者(児童発達支援センターである医療型児童発達支援事業所において、指定医療型児童発達支援の事業を行うものに限る。)は、通常の事業の実施地域の障害児の福祉に関し、障害児若しくはその家庭又は当該障害児が通い、在学し、若しくは在籍する保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校若しくは認定こども園その他児童が集団生活を営む施設からの相談に応じ、助言その他の必要な援助を行うよう努めているか。</p>	<p>市条例6 第77条 準用(第51条第1項)</p> <p>市条例6 第77条 準用(第51条第2項)</p>	<p>B又はC</p> <p>B又はC</p>
41 事故の防止等	<p>(1) 指定医療型児童発達支援事業者は、事故等の防止のため、指定医療型児童発達支援事業所の設備及び備品等の安全性について毎日点検し、必要な場合は速やかに補修等を行っているか。</p> <p>(2) 指定医療型児童発達支援事業者は、障害児への虐待及び障害児の転倒その他の事故の防止のため、常に周囲の者が障害児の安全を視認できるよう、指定医療型児童発達支援事業所の設備内の整理をしているか。</p>	<p>市条例6 第77条 準用(第52条第1項)</p> <p>市条例6第 77条 準用(第52条第2項)</p>	<p>B又はC</p> <p>B又はC</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 ( 観 点 )	根 拠 法 令	評 価 区 分
42 事故発生時の対応	<p>(1) 指定医療型児童発達支援事業者は、障害児に対する指定医療型児童発達支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該障害児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。 事故が発生した場合の対応方法をあらかじめ定めているか。</p> <p>(2) 指定医療型児童発達支援事業者は、(1)の事故の状況及び事故に際してとった処置について、記録しているか。</p> <p>(3) 指定医療型児童発達支援事業者は、障害児に対する指定医療型児童発達支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。</p> <p>(4) 指定医療型児童発達支援事業者は、(3)の損害賠償に備えるため、保険加入その他の必要な措置を講ずるよう努めているか。</p>	<p>市条例6 第77条 準用(第53条第1項) 障発0330第12通知 第43(6)準用(第33(39)①)</p> <p>市条例6 第77条 準用(第53条第2項)</p> <p>市条例6 第77条 準用(第53条第3項)</p> <p>市条例6 第77条 準用(第53条第4項)</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>B又はC</p>
43 記録の整備	<p>(1) 指定医療型児童発達支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。</p> <p>(2) 指定医療型児童発達支援事業者は、障害児に対する指定医療型児童発達支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該記録に係る事象の完結の日から5年間保存しているか。 ア 16の(1)に規定する提供した指定医療型児童発達支援に係る記録 イ 医療型児童発達支援計画 ウ 4の規定による市町村への通知に係る記録 エ 34の(3)に規定する身体的拘束等の記録 オ 39の(2)に規定する苦情の内容等の記録 カ 42の(2)に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録</p>	<p>市条例6 第77条 準用(第55条第1項)</p> <p>市条例6 第77条 準用(第55条第2項)</p>	<p>B又はC</p> <p>B又はC</p>
第5 届出等 1 変更の届出	<p>(1) 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援事業所の次に掲げる事項に変更があったとき、又は休止した当該指定医療型児童発達支援の事業を再開したときは、10日以内に、その旨を八王子市長に届け出ているか。 ア 事業所の名称及び所在地 イ 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 ウ 申請者の登記事項証明書又は条例等 エ 建物の構造概要及び平面図(各室の用途を明示するものとする。)並びに設備の概要 オ 事業所の管理者及び児童発達支援管理責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴 カ 運営規程</p>	<p>児福法 第21条の5の20第3項 児福法施行規則 第18条の35第1項第2号 児福法施行規則 第18条の28第1項</p>	<p>B又はC</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 ( 観 点 )	根 拠 法 令	評 価 区 分
2 業務管理体制の整備	<p>(2) (1)の届出であって、指定医療型児童発達支援の利用者の定員の増加に伴うものは、当該指定医療型児童発達支援に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態を記載した書類を添付して行っているか。</p>	<p>児福法施行規則 第18条の35第2項</p>	<p>C</p>
	<p>(1) 指定医療型児童発達支援事業者は、障害児の人格を尊重するとともに、児福法又は児福法に基づく命令を遵守し、障害児及びその保護者のため忠実にその職務を遂行する義務の履行が確保されるよう、次の基準に従い、業務管理体制を整備しているか。</p> <p>ア 指定を受けている事業所の数が1以上20未満の指定障害児事業者等 (指定発達支援医療機関の設置者を除く。) (ア) 法令を遵守するための体制の確保に係る責任者(以下「法令遵守責任者」という。)を選任しているか。</p> <p>イ 指定を受けている事業所の数が20以上100未満の指定障害児事業者等 (指定発達支援医療機関の設置者を除く。) (ア) 法令遵守責任者を選任しているか。 (イ) 業務が法令に適合することを確保するための規程を整備しているか。</p> <p>ウ 指定を受けている事業所の数が100以上の指定障害児事業者等及び指定発達支援医療機関の設置者 (ア) 法令遵守責任者の選任をしているか。 (イ) 業務が法令に適合することを確保するための規程を整備しているか。 (ウ) 業務執行の状況の監査を定期的に行っているか。</p>	<p>児福法 第21条の5の26第1項 児福法 第21条の5の18第3項 児福法施行規則 第18条の37</p>	<p>C</p>
	<p>(2) 指定医療型児童発達支援事業者(指定障害児通所支援事業所が八王子市域のみに所在する指定障害児通所支援事業者)は、八王子市長に対し、業務管理体制の整備に関する事項を届け出ているか。</p> <p>ア 業務管理体制の整備について、遅滞なく、次に掲げる事項を届け出ているか。 (ア) 指定障害児事業者等の名称又は氏名、主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 (イ) 法令遵守責任者の氏名及び生年月日 (ウ) 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要((1)のイ及びウに掲げる者に限る。) (エ) 業務執行の状況の監査の方法の概要((1)のウに掲げる者に限る。)</p> <p>イ アの規定により届け出た事項に変更があったときは、遅滞なく当該変更に係る事項について届け出ているか。</p>	<p>児福法 第21条の5の26第2項</p> <p>児福法施行規則 第18条の38第1項</p> <p>児福法施行規則 第18条の38第2項</p>	<p>C</p> <p>B又はC</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 ( 観 点 )	根 拠 法 令	評 価 区 分
<p>第6 障害児通所給付費の算定及び取扱い</p> <p>1 基本事項</p> <p>2 医療型児童発達支援給付費</p> <p>3 家庭連携加算</p>	<p>(1) 指定医療型児童発達支援に要する費用の額は、平成24年厚生労働省告示第122号の別表「障害児通所給付費単位数表」第2により算定する単位数に平成24年厚生労働省告示第128号「厚生労働大臣が定める一単位の単価」に定める10円を乗じて得た額を算定しているか。</p> <p>(2) (1)の規定により、指定医療型児童発達支援に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。</p> <p>(1) 指定医療型児童発達支援事業所等において、指定医療型児童発達支援を行った場合に、障害児の障害種別に応じて、それぞれ所定単位数を算定しているか。 また、地方公共団体が設置する指定医療型児童発達支援事業所の場合は、所定単位数の1000分の965に相当する単位を算定しているか。</p> <p>(2) 医療型児童発達支援給付費の算定に当たって、指定医療型児童発達支援事業所において、次のア又はイのいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定しているか。 ア 障害児の数が厚生労働大臣が定める基準に該当する場合 厚生労働大臣が定める割合 イ 指定医療型児童発達支援の提供に当たって、第4の20の規定に従い、医療型児童発達支援計画が作成されていない場合 次に掲げる場合に依り、それぞれ次に掲げる割合 (ア) 医療型児童発達支援計画が作成されていない期間が3月未満の場合 100分の70 (イ) 医療型児童発達支援計画が作成されていない期間が3月以上の場合 100分の50</p> <p>(3) 第4の5に規定する運営規程に定める営業時間が、厚生労働大臣が定める基準に該当する場合には、所定単位数に厚生労働大臣が定める割合を乗じて得た数を算定しているか。</p> <p>(4) やむを得ず第4の34の(1)に規定する身体的拘束等を行ったにもかかわらず、その態様及び時間、その際の障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録していない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算しているか。</p> <p>医療型児童発達支援事業所等従業者が、医療型児童発達支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、障害児の居宅を訪問して当該障害児及びその家族等に対する相談援助等を行った場合に、1月につき2回を限度として、その内容の指定医療型児童発達支援を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を加算しているか。</p>	<p>児福法 第21条の5の3</p> <p>平24厚労告122 一 平24厚労告128</p> <p>平24厚労告122 二</p> <p>平24厚労告122 別表第2の1の注1</p> <p>平24厚労告122 別表第2の1の注2</p> <p>平24厚労告122 別表第2の1の注3</p> <p>平24厚労告122 別表第2の1の注4</p> <p>平24厚労告122 別表第2の2の注</p>	<p></p> <p>C</p> <p>C</p> <p></p> <p>B又はC</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 ( 観 点 )	根 拠 法 令	評 価 区 分
4 事業所内相談支援加算	<p>指定医療型児童発達支援事業所等において、医療型児童発達支援事業所等従業者が、医療型児童発達支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、障害児及びその家族等に対する相談援助を行った場合に、1月につき1回を限度として、所定単位数を加算しているか。</p> <p>また、同一日に3の家庭連携加算又は5の訪問支援特別加算を算定している場合は、算定していないか。</p>	平 24 厚 労 告 122 別表第2の2の2の注	B又はC
5 訪問支援特別加算	<p>指定医療型児童発達支援事業所等において継続して指定医療型児童発達支援を利用する障害児について、連続した5日間、当該指定医療型児童発達支援の利用がなかった場合において、医療型児童発達支援事業所等従業者が、医療型児童発達支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、当該障害児の居宅を訪問して当該指定医療型児童発達支援事業所等における指定医療型児童発達支援に係る相談援助等を行った場合に、1月につき2回を限度として、その内容の指定医療型児童発達支援を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を加算しているか。</p>	平 24 厚 労 告 122 別表第2の3の注	B又はC
6 食事提供加算	<p>(1) 食事提供加算 (I)</p> <p>中間所得者の通所給付決定に係る障害児に対し、指定医療型児童発達支援事業所において、指定医療型児童発達支援を行った場合に、厚生労働大臣が定める期日までの間、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>(2) 食事提供加算 (II)</p> <p>低所得者等の通所給付決定に係る障害児に対し、指定医療型児童発達支援事業所において、指定医療型児童発達支援を行った場合に、厚生労働大臣が定める期日までの間、1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	平 24 厚 労 告 122 別表第2の4の注1	B又はC
7 利用者負担上限額管理加算	<p>指定医療型児童発達支援事業所等が通所給付決定保護者から依頼を受け、第4の18の規定により、通所利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。</p>	平 24 厚 労 告 122 別表第2の5の注	B又はC
8 福祉専門職員配置等加算	<p>(1) 福祉専門職員配置等加算 (I)</p> <p>第2の1の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者等（直接支援業務に従事する者のうち、看護職員及び保育士であるものを除く。）のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理士であるものの割合が100分の35以上であるものとして八王子市長に届け出た指定医療型児童発達支援事業所等において、指定医療型児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	平 24 厚 労 告 122 別表第2の6の注1	B又はC

項 目	基 本 的 な 考 え 方 ( 観 点 )	根 拠 法 令	評 価 区 分
9 欠席時対応加算	<p>(2) 福祉専門職員配置等加算 (Ⅱ) 第2の1の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者等のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理士であるものの割合が100分の25以上であるものとして八王子市長に届け出た指定医療型児童発達支援事業所等において、指定医療型児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 また、(1)を算定している場合は、算定していないか。</p> <p>(3) 福祉専門職員配置等加算 (Ⅲ) 次のア又はイのいずれかに該当するものとして八王子市長に届け出た指定医療型児童発達支援事業所等において、指定医療型児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 また、(1)又は(2)を算定している場合は、算定していないか。 ア 第2の1の規定により置くべき児童指導員又は保育士として配置されている従業者等のうち、常勤で配置されているものの割合が100分の75以上であること。 イ 児童指導員等として常勤で配置されている従業者等のうち、3年以上従事しているものの割合が100分の30以上であること。</p> <p>指定医療型児童発達支援事業所等において指定医療型児童発達支援を利用する障害児が、あらかじめ当該指定医療型児童発達支援事業所等の利用を予定した日に、急病等により利用を中止した場合において、医療型児童発達支援事業所等従業者が、障害児又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該障害児の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を算定しているか。 また、平24厚労告122別表第2の1のロ又はニを算定している指定医療型児童発達支援事業所等において1月につき当該指定医療型児童発達支援を利用した障害児の数を利用定員に当該月の営業日数を乗じた数で除して得た率が100分の80に満たない場合は、1月につき8回を限度として、所定単位数を算定しているか。</p>	<p>平24厚労告122 別表第2の6の注2</p> <p>平24厚労告122 別表第2の6の注3</p> <p>平24厚労告122 別表第2の7の注</p>	<p>B又はC</p>
10 特別支援加算	<p>「厚生労働大臣が定める施設基準」の六に適合するものとして八王子市長に届け出た指定医療型児童発達支援事業所において、「厚生労働大臣が定める基準」の四に適合する指定医療型児童発達支援を行った場合に、当該指定医療型児童発達支援を受けた障害児に対し、1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>平24厚労告122 別表第2の8の注 平24厚労告269 六 平24厚労告270 四</p>	<p>B又はC</p>
11 送迎加算	<p>「厚生労働大臣が定める施設基準」の六の二に適合するものとして八王子市長に届け出た指定医療型児童発達支援事業所等において、重症心身障害児に対して、その居宅等と指定医療型児童発達支援事業所等との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>平24厚労告122 別表第2の8の2の注 平24厚労告269 六の二</p>	<p>B又はC</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 ( 観 点 )	根 拠 法 令	評 価 区 分
12 保育職員加配 加算	<p>(1) 保育機能の充実を図るため、医療型児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、児童指導員又は保育士を1以上配置しているものとして八王子市長に届け出た定員21人以上の指定医療型児童発達支援事業所において、指定医療型児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数に加算しているか。</p> <p>(2) 医療型児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、児童指導員又は保育士を2以上配置しているものとして八王子市長に届け出た定員21人以上の指定医療型児童発達支援事業所において、指定医療型児童発達支援を行った場合に、22単位を加算しているか。</p>	<p>平 24 厚 労 告 122 別表第2の8の3の注1</p> <p>平 24 厚 労 告 122 別表第2の8の3の注2</p>	B又はC
13 延長支援加算	<p>「厚生労働大臣が定める施設基準」の七に適合するものとして八王子市長に届け出た指定医療型児童発達支援事業所等において、障害児に対して、医療型児童発達支援計画に基づき指定医療型児童発達支援を行った場合に、当該指定医療型児童発達支援を受けた障害児に対し、障害児の障害種別に応じ、当該指定医療型児童発達支援を行うのに要する標準的な延長時間で所定単位数を加算しているか。</p>	<p>平 24 厚 労 告 122 別表第2の9の注 平 24 厚 労 告 269 七</p>	B又はC
14 関係機関連携 加算	<p>(1) 関係機関連携加算 (I) 障害児が通う保育所その他関係機関との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、当該障害児に係る医療型児童発達支援計画に関する会議を開催し、保育所その他関係機関との連絡調整及び相談援助を行った場合に、1月に1回を限度として、所定単位数を加算しているか。</p> <p>(2) 関係機関連携加算 (II) 小学校等との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、小学校等との連絡調整及び相談援助を行った場合に、1回を限度として、所定単位数を加算しているか。</p>	<p>平 24 厚 労 告 122 別表第2の9の2の注1</p> <p>平 24 厚 労 告 122 別表第2の9の2の注2</p>	B又はC
15 保育・教育等移行 支援加算	<p>障害児の有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握を行った上で、地域において保育、教育等を受けられるよう支援を行ったことにより、指定医療型児童発達支援事業所を退所して保育所等に通うことになった障害児に対して、退所後30日以内に居宅等を訪問して相談援助を行った場合に、1回を限度として所定単位数を加算しているか。 また、当該障害児が、退所後に他の社会福祉施設等に入所等をする場合は、加算していないか。</p>	<p>平 24 厚 労 告 122 別表第2の9の3の注</p>	B又はC

項 目	基 本 的 な 考 え 方 ( 観 点 )	根 拠 法 令	評 価 区 分
16 福祉・介護職員 処遇改善加算	<p>「厚生労働大臣が定める基準」の五に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして八王子市長に届け出た指定医療型児童発達支援事業所が、障害児に対し、指定医療型児童発達支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、令和3年3月31日までの間（エ及びオについては、厚生労働大臣が定める日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>また、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算を算定していないか。</p> <p>ア 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 2から15までにより算定した単位数の1000分の146に相当する単位数</p> <p>イ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ） 2から15までにより算定した単位数の1000分の106に相当する単位数</p> <p>ウ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ） 2から15までにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数</p> <p>エ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅳ） ウにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数</p> <p>オ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅴ） ウにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数</p> <p>※ 「厚生労働大臣が定める基準」の五の内容</p> <p>ア 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(ア) 福祉・介護職員の賃金（退職手当を除く。）改善に要する費用の見込額が、福祉・介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。</p> <p>(イ) 指定医療型児童発達支援事業所において、(ア)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の福祉・介護職員の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての福祉・介護職員に周知し、八王子市長に届け出ていること。</p> <p>(ウ) 福祉・介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。</p> <p>(エ) 指定医療型児童発達支援事業所において、事業年度ごとに福祉・介護職員の処遇改善に関する実績を八王子市長に報告すること。</p> <p>(オ) 算定日が属する月の前12月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。</p> <p>(カ) 指定医療型児童発達支援事業所において、労働保険料の納付が適正に行われていること。</p>	平 24 厚 労 告 122 別 表 第 2 の 10 の 注 平 24 厚 労 告 270 五 準 用 ( 二 ) 障 発 0330 第 16 通 知 第 二 2 ( 2 ) ⑩ 準 用 ( ( 1 ) ⑯ )	B 又 は C

項 目	基 本 的 な 考 え 方 ( 観 点 )	根 拠 法 令	評 価 区 分
	<p>(キ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(一) 福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。</p> <p>(二) (一)の要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。</p> <p>(三) 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。</p> <p>(四) (三)について、全ての福祉・介護職員に周知していること。</p> <p>(五) 福祉・介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。</p> <p>(六) (五)の要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。</p> <p>(ク) 平成27年4月から(イ)の届出の日の属する月の前月までに実施した福祉・介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該福祉・介護職員の処遇改善に要した費用を全ての福祉・介護職員に周知していること。</p> <p>イ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ）  アの（ア）から（カ）まで、（キ）の（一）から（四）まで及び（ク）に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>ウ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ）  次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>（ア）アの（ア）から（カ）までに掲げる基準に適合すること。</p> <p>（イ）次に掲げる基準のいずれかに適合すること。</p> <p>（一）次に掲げる要件の全てに適合すること。</p> <p>① 福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。</p> <p>② ①の要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。</p> <p>（二）次に掲げる要件の全てに適合すること。</p> <p>① 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。</p> <p>② ①について、全ての福祉・介護職員に周知していること。</p> <p>（ウ）平成20年10月からアの（イ）の届出の日の属する月の前月までに実施した福祉・介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該福祉・介護職員の処遇改善に要した費用を全ての福祉・介護職員に周知していること。</p> <p>エ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅳ）  アの（ア）から（カ）までに掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、ウの（イ）又は（ウ）に掲げる基準のいずれかに適合すること。</p> <p>オ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅴ）  アの（ア）から（カ）までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</p>		

項 目	基 本 的 な 考 え 方 ( 観 点 )	根 拠 法 令	評 価 区 分
17 福祉・介護職員 処遇改善特別加算	<p>「厚生労働大臣が定める基準」の六に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして八王子市長に届け出た指定医療型児童発達支援事業所が、障害児に対し、指定医療型児童発達支援を行った場合にあっては、2から15までにより算定した単位数の1000分の20に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>また、16の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあっては、算定していないか。</p> <p>※ 「厚生労働大臣が定める基準」の六の内容 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>ア 福祉・介護職員等の賃金改善に要する費用の見込額が、福祉・介護職員処遇改善特別加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。</p> <p>イ 指定医療型児童発達支援事業所において、アの賃金改善に関する計画並びに当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の福祉・介護職員等の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員等処遇改善計画書を作成し、全ての福祉・介護職員等に周知し、八王子市長に届け出ていること。</p> <p>ウ 福祉・介護職員処遇改善特別加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。</p> <p>エ 指定医療型児童発達支援事業所において、事業年度ごとに福祉・介護職員等の処遇改善に関する実績を八王子市長に報告すること。</p> <p>オ 算定日が属する月の前12月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。</p> <p>カ 指定医療型児童発達支援事業所において、労働保険料の納付が適正に行われていること。</p>	<p>平 24 厚労告 122 別表第 2 の 11 の注 平 24 厚労告 270 六準用(三) 障発 0330 第 16 通知 第二 2(2)⑩準用((1)⑯)</p>	B 又は C
18 福祉・介護職員 等特定処遇改善 加算	<p>「厚生労働大臣が定める基準」の六の二に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして八王子市長に届け出た指定医療型児童発達支援事業所が、就学児に対し、指定医療型児童発達支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>また、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算を算定していないか。</p> <p>ア 福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） 2から15までにより算定した単位数の1000分の92に相当する単位数</p> <p>イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） 2から15までにより算定した単位数の1000分の82に相当する単位数</p>	<p>平 24 厚労告 122 別表第 2 の 12 の注 平 24 厚労告 270 六の二準用(三の二) 障発 0330 第 16 通知 第二 2(2)⑪準用((1)⑰)</p>	B 又は C

項 目	基 本 的 な 考 え 方 ( 観 点 )	根 拠 法 令	評 価 区 分
	<p>※ 「厚生労働大臣が定める基準」の六の二の内容</p> <p>ア 福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(ア) 障害福祉人材等の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。</p> <p>(一) 経験・技能のある障害福祉人材のうち 1 人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額 8 万円以上となる、又は改善後の賃金（退職手当を除く。）の見込額が年額 440 万円以上となること。</p> <p>(二) 当該指定医療型児童発達支援事業所における経験・技能のある障害福祉人材の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、障害福祉人材（経験・技能のある障害福祉人材を除く。）及び障害福祉人材以外の職員のうち専門的な技能を有すると認められるものの賃金改善に要する費用の見込額の平均の 2 倍以上となること。</p> <p>(三) 障害福祉人材（経験・技能のある障害福祉人材を除く。）及び障害福祉人材以外の職員のうち専門的な技能を有すると認められるものの賃金改善に要する費用の見込額の平均が、障害福祉人材以外の職員（専門的な技能を有すると認められるものを除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の 2 倍以上となること。</p> <p>(四) 障害福祉人材以外の職員（専門的な技能を有すると認められるものを除く。）の改善後の賃金（退職手当を除く。）の見込額が年額 440 万円を上回らないこと。</p> <p>(イ) 当該指定医療型児童発達支援事業所において、(ア)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の障害福祉人材等の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての障害福祉人材等に周知し、八王子市長に届け出ていること。</p> <p>(ウ) 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。</p> <p>(エ) 当該指定医療型児童発達支援事業所において、事業年度ごとに障害福祉人材等の処遇改善に関する実績を八王子市長に報告すること。</p> <p>(オ) 医療型児童発達支援給付費における福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定していること。</p> <p>(カ) 医療型児童発達支援給付費における福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定していること。</p> <p>(キ) 平成 20 年 10 月から（イ）の届出の日の属する月の前月までに実施した障害福祉人材等の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該障害福祉人材等の処遇改善に要した費用を全ての障害福祉人材等に周知していること</p> <p>(ク) （キ）の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。</p> <p>イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） アの（ア）から（エ）まで及び（カ）から（ク）までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</p>		